

雇 用 こうち 2016

労働市場月報(4月分)

平成28年6月号 No. 575



風の里公園 (津野町不入山から望む)

〈今月の記事〉

- | | |
|--|--|
| ・ 4月雇用動向 1～10 | ・ 中小企業事業主の皆さんご存知ですか？
(業務改善助成金について) 15 |
| ・ 求人のおしり
(新規学校卒業者の募集について) 11～14 | ・ 外国人労働者問題啓発月間について 16 |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成28年4月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、改善している
- 有効求人倍率は1.07倍で、前月を0.01ポイント上回った
- 新規求人数（原数値）は前年同月比11か月連続で増加
- 新規求職者数（原数値）は前年同月比2か月連続で減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は1.07倍で、前月を0.01ポイント上回り過去最高値を更新した。
- 正社員有効求人倍率（原数値／パートを除く常用）は0.47倍で前年同月を0.05ポイント上回り、13か月連続で前年同月を上回った。
- パート有効求人倍率は1.53倍で前年同月を0.25ポイント上回った。前月より下回ったが高い水準で推移。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.14倍、須崎所0.87倍、四万十所0.76倍、安芸所0.72倍、いの所0.63倍となり、全安定所で前年同月を上回った。

2 求人の動き

- 新規求人数は、5,564人で前年同月比0.9%（47人）増加で、前年同月を11か月連続で上回った。新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、建設業（3.0%）、製造業（26.0%）、運輸業、郵便業（41.5%）、宿泊業、飲食サービス業（24.3%）、生活関連サービス業、娯楽業（0.5%）、サービス業（12.0%）で増加し、農、林、漁業（2.5%）、卸売業、小売業（6.2%）、金融業、保険業（53.7%）、学術研究、専門・技術サービス業（9.2%）、教育、学習支援業（9.7%）、医療、福祉（4.4%）、公務、その他（24.5%）で減少となった。
- パート新規求人は、前年同月比10.6%（246人）増加の2,568人で、新規求人全体の46.2%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比6.0%（854人）増加の14,999人で、13か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パート除く常用）は前年同月比0.7%（37人）増加の5,053人で、前月比では10.6%（600人）減少となった。有効求人全数に占める割合は33.7%で、前年同月を1.8ポイント下回り前月を0.7ポイント下回った。

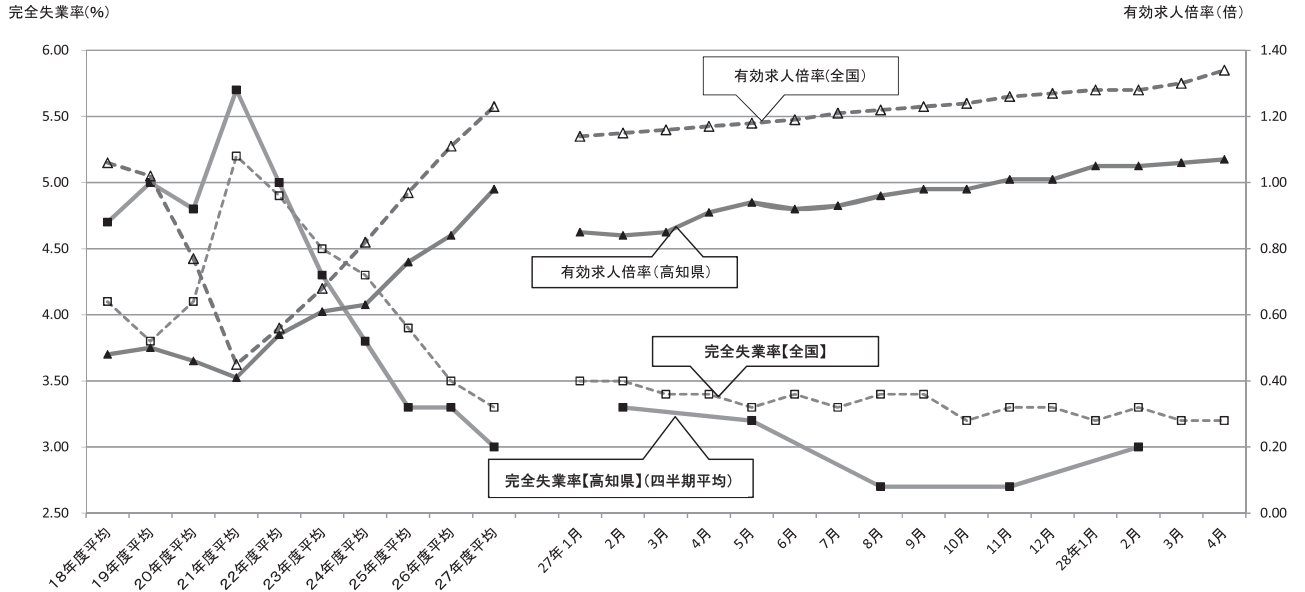
3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比12.7%（658人）減少の4,531人で、2か月連続で前年同月を下回った。うちパート求職者は、前年同月比9.0%（128人）減の1,300人で、新規求職者全体の28.7%を占めている。新規常用求職者数（パートを含む）4,494人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は20.2%減の742人、離職者は8.8%減の3,328人、無業者は22.2%減の424人となった。また、離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比9.3%減の1,431人、自己都合離職者は10.1%減の1,658人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比9.2%（1,524人）減少の15,105人で、38か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数は、前年同月比10.7%（1,279人）減少の10,680人となり、前月比では0.2%（18人）減となった。有効求職全数に占める割合は70.7%で前年同月を1.2ポイント下回り前月を0.8ポイント下回った。

4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比5.9%（97件）減少の1,558件となり、3か月ぶりに前年同月を下回った。就職率は34.4%となり、前年同月を2.5ポイント上回った。就職件数のうちパートは、前年同月比5.2%（29件）減の526件で、就職件数全体の33.8%を占めている。正社員は、前年同月比7.3%（39件）減、前月比で14.0%（80件）減の493件で就職件数全体の31.6%を占めている。

高知県有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	27年度平均
有効求人倍率(高知県)	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.84	0.98
有効求人倍率(全国)	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23
完全失業率(高知県)*	4.7	5.0	4.8	5.7	5.0	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0
完全失業率(全国)	4.1	3.8	4.1	5.2	4.9	4.5	4.3	3.9	3.5	3.3

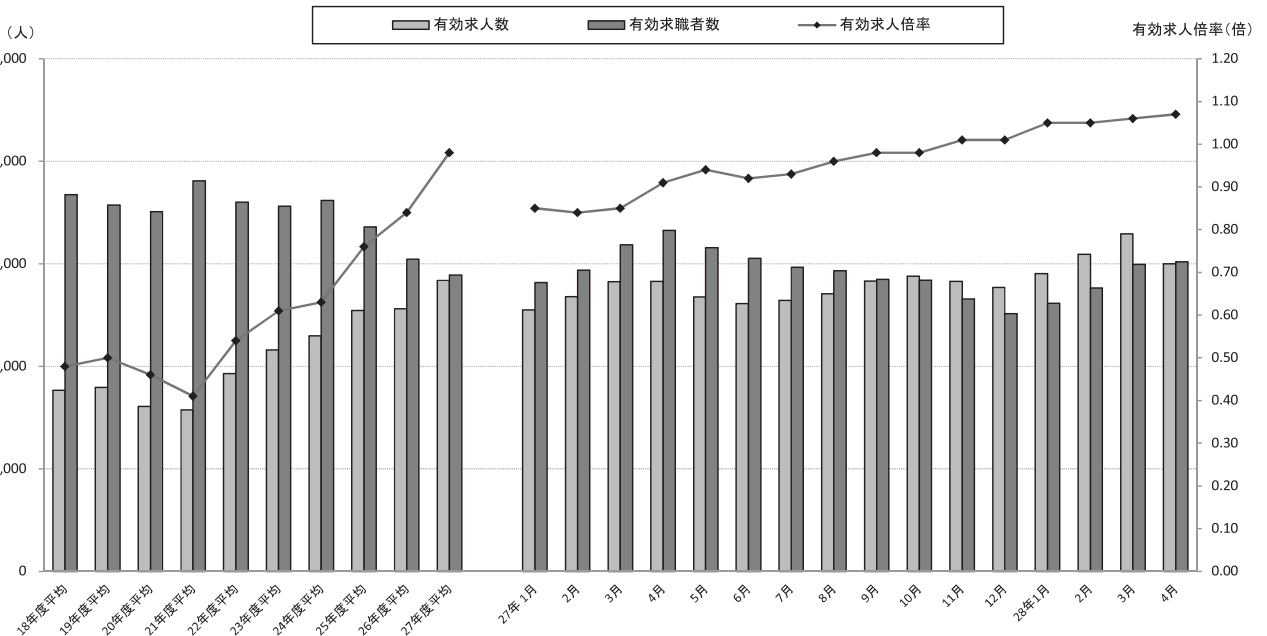
27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年	1月	2月	3月	4月
有効求人倍率(高知県)	0.85	0.84	0.85	0.91	0.94	0.92	0.93	0.96	0.98	0.98	1.01	1.01	1.05	1.05	1.06	1.06	1.07
有効求人倍率(全国)	1.14	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.30	1.34
完全失業率(高知県)*	3.3		3.2		2.7		2.7		3.0								
完全失業率(全国)	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2

※ 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、平成27年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改訂済み。

※ 完全失業率(全国)の年度平均は原数値で、各月は季節調整値。各月の完全失業率は平成27年12月以前の数値は新季節指数により改訂済み。

* 完全失業率(高知県)の年度平均は年平均の原数値で、各月は四半期平均の原数値。(完全失業率資料出処:総務省統計局労働力調査モデル推計値)

高知県有効求人倍率(季節調整値)・有効求人数・有効求職者数(原数値)の推移



	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	27年度平均
有効求人数	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	12,807	14,196
有効求職者数	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	15,225	14,445

27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年	1月	2月	3月	4月
有効求人数	12,745	13,396	14,130	14,145	13,385	13,058	13,219	13,540	14,157	14,395	14,150	13,852	14,520	15,471	16,455	16,455	14,999
有効求職者数	14,078	14,687	15,918	16,629	15,794	15,269	14,830	14,663	14,232	14,197	13,288	12,569	13,072	13,830	14,963	15,105	

※ 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、平成27年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改訂済み。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		常用	45歳以上		常用	45歳以上		常用		常用	
平成25年度		48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826
	26	44,837	43,767	17,367	182,701	180,487	79,679	59,662	52,116	153,683	137,932
	27	43,073	42,142	17,127	173,334	171,423	76,443	65,380	56,648	170,347	150,854
平成27年4月		5,189	5,126	2,259	16,629	16,522	7,286	5,517	5,009	14,145	12,826
	5月	3,426	3,405	1,337	15,794	15,695	6,997	4,473	3,948	13,385	12,117
	6月	3,489	3,425	1,371	15,269	15,161	6,829	5,125	4,552	13,058	11,839
	7月	3,569	3,246	1,521	14,830	14,418	6,715	5,386	4,842	13,219	11,992
	8月	3,429	3,319	1,365	14,663	14,311	6,628	4,909	4,335	13,540	12,202
	9月	3,330	3,263	1,304	14,232	14,075	6,337	5,551	4,598	14,157	12,423
	10月	3,378	3,334	1,359	14,197	14,072	6,377	5,665	4,880	14,395	12,548
	11月	2,780	2,757	1,048	13,286	13,206	5,879	5,103	4,440	14,150	12,429
	12月	2,659	2,567	1,001	12,569	12,443	5,498	4,994	4,119	13,852	12,117
平成28年1月		3,818	3,741	1,398	13,072	12,889	5,634	6,231	5,288	14,520	12,732
	2月	3,891	3,879	1,507	13,830	13,730	5,870	6,006	4,986	15,471	13,271
	3月	4,115	4,080	1,657	14,963	14,901	6,393	6,420	5,651	16,455	14,358
	4月	4,531	4,494	1,992	15,105	15,017	6,729	5,564	4,942	14,999	13,356
増減比	前 月	10.1	10.1	20.2	0.9	0.8	5.3	▲ 13.3	▲ 12.5	▲ 8.8	▲ 7.0
	前年同月	▲ 12.7	▲ 12.3	▲ 11.8	▲ 9.2	▲ 9.1	▲ 7.6	0.9	▲ 1.3	6.0	4.1
安定所別	高 知	2,852	2,841	1,156	9,663	9,629	4,062	4,125	3,693	11,005	9,827
	須 崎	389	387	200	1,173	1,171	633	387	368	1,017	963
	四万十	505	484	256	1,596	1,560	771	357	292	1,205	1,023
	安 芸	296	294	149	905	895	454	269	238	655	599
	い の	489	488	231	1,768	1,762	809	426	351	1,117	944

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)による。なお、求人倍率(季節調整値)の平成27年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

E 就 職 件 数					就職率	求人倍率 (実数)		求人倍率 (季節調整値)	
	常用	県外	45歳以上	(保) 受給者		E/AX100	新規C/A	有効D/B	新規
17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	-	-
15,892	13,347	976	5,338	3,530	35.4	1.33	0.84	-	-
15,480	12,813	1,011	5,501	3,635	35.9	1.52	0.98	-	-
1,655	1,403	90	580	295	31.9	1.06	0.85	1.46	0.91
1,406	1,206	74	509	308	41.0	1.31	0.85	1.39	0.94
1,322	1,108	88	433	349	37.9	1.47	0.86	1.40	0.92
1,226	1,064	83	414	323	34.4	1.51	0.89	1.50	0.93
1,057	920	64	383	279	30.8	1.43	0.92	1.49	0.96
1,189	1,004	85	399	318	35.7	1.67	0.99	1.52	0.98
1,219	1,018	92	441	317	36.1	1.68	1.01	1.50	0.98
1,093	898	75	411	298	39.3	1.84	1.07	1.70	1.01
1,114	897	91	368	280	41.9	1.88	1.10	1.56	1.01
979	753	60	363	237	25.6	1.63	1.11	1.69	1.05
1,214	968	110	406	277	31.2	1.54	1.12	1.57	1.05
2,006	1,574	99	794	354	48.7	1.56	1.10	1.59	1.06
1,558	1,358	112	550	319	34.4	1.23	0.99	1.64	1.07
▲ 22.3	▲ 13.7	13.1	▲ 30.7	▲ 9.9	▲ 14.3 (ポイント)	▲ 0.33 (ポイント)	▲ 0.11 (ポイント)	0.05 (ポイント)	0.01 (ポイント)
▲ 5.9	▲ 3.2	24.4	▲ 5.2	8.1	2.5 (ポイント)	0.17 (ポイント)	0.14 (ポイント)	0.18 (ポイント)	0.16 (ポイント)
990	866	72	330	215	34.7	1.45	1.14	※	※
87	79	5	34	21	22.4	0.99	0.87	※	※
152	121	21	54	27	30.1	0.71	0.76	※	※
151	137	9	65	24	51.0	0.91	0.72	※	※
178	155	5	67	32	36.4	0.87	0.63	※	※

産業別・規模別新規求人状況

産 業		総 数				
					パートタイム	
		28年4月	27年4月	前年同月比(%)	28年4月	27年4月
A, B 農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)		118	121	▲ 2.5	59	43
C 鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)		0	1	▲ 100.0	0	0
D 建 設 業 (06~08)		374	363	3.0	21	14
06 総 合 工 事 業		212	223	▲ 4.9	9	7
E 製 造 業 (09~32)		392	311	26.0	101	78
09 食 料 品 製 造 業		123	106	16.0	66	50
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		6	12	▲ 50.0	0	5
11 織 維 工 業		31	27	14.8	5	5
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		17	10	70.0	0	0
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		3	0	0.0	0	0
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		52	26	100.0	9	5
15 印 刷 ・ 同 関 連 業		14	11	27.3	1	2
16 化 学 工 業		2	1	100.0	0	0
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0	0.0	0	0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		25	3	733.3	3	1
19 ゴ ム 製 品 製 造 業		0	1	▲ 100.0	0	0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		8	15	▲ 46.7	2	1
22 鉄 鋼 業		6	7	▲ 14.3	2	0
23 非 鉄 金 属 製 造 業		0	0	0.0	0	0
24 金 属 製 品 製 造 業		22	11	100.0	1	1
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		18	22	▲ 18.2	0	0
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		23	13	76.9	0	1
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		1	8	▲ 87.5	1	0
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		2	10	▲ 80.0	2	3
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業		9	6	50.0	1	3
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0	0.0	0	0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		23	10	130.0	8	1
20, 32 そ の 他 の 製 造 業		7	12	▲ 41.7	0	0
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)		2	5	▲ 60.0	0	0
G 情 報 通 信 業 (37~41)		56	70	▲ 20.0	23	0
39 情 報 サ ー ビ ス 業		38	26	46.2	14	9
H 運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)		208	147	41.5	65	27
I 卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)		1,490	1,588	▲ 6.2	1,144	1,112
50~55 卸 売 業		236	188	25.5	125	74
56~61 小 売 業		1,254	1,400	▲ 10.4	1,019	1,038
J 金 融 業 , 保 険 業 (62~67)		25	54	▲ 53.7	8	18
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)		57	65	▲ 12.3	29	14
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)		108	119	▲ 9.2	16	12
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)		522	420	24.3	336	280
75 宿 泊 業		203	127	59.8	116	69
76 飲 食 店		300	254	18.1	208	198
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)		213	212	0.5	78	62
O 教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)		93	103	▲ 9.7	51	49
P 医 療 , 福 祉 (83~85)		1,248	1,306	▲ 4.4	419	400
83 医 療 業		556	652	▲ 14.7	142	150
85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業		692	654	5.8	277	250
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)		73	35	108.6	38	9
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)		412	368	12.0	137	121
S, T 公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)		173	229	▲ 24.5	43	73
合 計		5,564	5,517	0.9	2,568	2,322
事 業 所 規 模 別	29人以下	3,674	3,708	▲ 0.9	1,927	1,779
	30~99人	1,259	1,058	19.0	452	314
	100~299人	494	572	▲ 13.6	169	175
	300~499人	35	59	▲ 40.7	5	25
	500~999人	69	53	30.2	13	11
	1,000人以上	33	67	▲ 50.7	2	18

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

28年4月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.89	13,356	15,017	6,499	8,500	1,358	499	859
管理的職業	1.18	40	34	30	4	3	3	0
専門的・技術的職業	1.21	2,393	1,984	612	1,371	253	65	188
建築・土木技術者等	4.19	402	96	89	7	6	6	0
医師、薬剤師等	9.63	154	16	3	13	1	0	1
保健師、助産師、看護師	1.35	755	560	29	531	74	4	70
社会福祉の専門的職業	1.02	429	419	71	348	50	11	39
事務的職業	0.31	1,154	3,766	695	3,065	339	48	291
一般事務員	0.23	787	3,490	575	2,910	296	33	263
会計事務員	0.85	114	134	43	91	15	2	13
販売の職業	2.45	2,835	1,156	554	601	71	34	37
サービスの職業	1.65	3,547	2,154	622	1,530	300	83	217
介護サービスの職業	1.26	1,147	908	254	654	121	30	91
保健医療サービス	1.38	196	142	20	122	38	5	33
生活衛生サービス	2.27	195	86	14	72	16	5	11
飲食物調理の職業	1.55	734	474	178	295	54	14	40
接客・給仕の職業	2.97	1,133	382	101	280	40	17	23
保安の職業	3.28	210	64	60	3	9	8	1
農林漁業の職業	0.91	212	233	172	61	46	35	11
生産工程の職業	1.30	1,050	809	576	231	114	73	41
金属材料製造等	1.79	192	107	106	1	17	15	2
製品製造・加工処理	1.78	622	349	181	167	68	35	33
機械組立の職業	0.36	48	135	107	28	8	6	2
機械整備・修理の職業	0.85	82	96	94	2	9	9	0
生産関連・生産類似	0.57	51	90	67	22	4	4	0
輸送・機械運転の職業	0.99	410	416	411	4	39	37	2
定置・建設機械運転	0.65	36	55	55	0	3	2	1
建設・採掘の職業	1.02	494	484	478	6	26	26	0
建設躯体工事の職業	2.91	64	22	22	0	4	4	0
建設の職業	1.37	108	79	77	2	3	3	0
電気工事の職業	0.99	88	89	88	1	7	7	0
土木の職業	0.80	234	293	290	3	12	12	0
運搬・清掃等の職業	0.28	1,011	3,651	2,128	1,521	158	87	71
運搬の職業	0.70	304	436	390	46	55	40	15
清掃の職業	1.05	391	373	165	208	42	13	29
その他の運搬等の職業	0.09	268	2,823	1,567	1,254	52	31	21
分類不能の職業	0.00	0	266	161	103	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度・月		常用	正社員	常用	正社員	正社員	正社員	正社員	正社員
		フルタイム 新規求職者数	新規求人数	フルタイム 有効求職者数	有効求人数	就職件数	充足数	有効求人 倍率	充足率
平成25年度		35,796	20,879	148,745	55,966	5,903	5,801	0.38	27.8
26		32,392	21,121	131,545	57,287	5,778	5,697	0.44	27.0
27		30,779	22,575	122,778	61,522	5,735	5,532	0.50	24.5
平成27年4月		3,705	1,836	11,959	5,016	532	513	0.42	27.9
5		2,493	1,575	11,307	4,888	498	484	0.43	30.7
6		2,501	1,760	10,886	4,671	512	504	0.43	28.6
7		2,395	1,900	10,396	4,736	525	496	0.46	26.1
8		2,442	1,812	10,290	4,915	428	415	0.48	22.9
9		2,330	1,807	10,058	5,070	465	446	0.50	24.7
10		2,427	2,008	10,000	5,176	461	436	0.52	21.7
11		2,015	1,943	9,368	5,220	413	393	0.56	20.2
12		1,851	1,663	8,840	5,130	443	412	0.58	24.8
平成28年1月		2,745	2,362	9,161	5,491	382	384	0.60	16.3
2		2,863	2,006	9,815	5,556	503	483	0.57	24.1
3		3,012	1,903	10,698	5,653	573	566	0.53	29.7
4		3,198	1,763	10,680	5,053	493	472	0.47	26.8
増減比(%)	前月	6.2	▲ 7.4	▲ 0.2	▲ 10.6	▲ 14.0	▲ 16.6	▲ 0.06 (ポイント)	▲ 2.9 (ポイント)
	前年比	▲ 13.7	▲ 4.0	▲ 10.7	0.7	▲ 7.3	▲ 8.0	0.05 (ポイント)	▲ 1.1 (ポイント)
安定所別	高知	1,997	1,320	6,805	3,682	352	372	0.54	28.2
	須崎	279	151	816	404	24	18	0.50	11.9
	四万十	358	105	1,148	388	32	24	0.34	22.9
	安芸	222	63	666	189	23	15	0.28	23.8
	いの	342	124	1,245	390	62	43	0.31	34.7

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

求人・求職・就職バランスシート（正社員）

28年 4月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職 (人)			就職件数 (人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.47	5,053	10,680	5,465	5,202	493	258	235
管理的職業	1.00	31	31	28	3	2	2	0
専門的・技術的職業	0.96	1,444	1,498	547	950	116	36	80
建築・土木技術者等	4.05	373	92	87	5	6	6	0
医師、薬剤師等	12.00	96	8	3	5	1	0	1
保健師、助産師、看護	1.23	485	394	28	366	58	4	54
社会福祉の専門的職業	0.53	156	292	65	227	19	7	12
事務的職業	0.15	429	2,861	592	2,264	73	15	58
一般事務員	0.10	275	2,648	490	2,154	54	7	47
会計事務員	0.58	60	103	37	66	8	0	8
販売の職業	0.62	497	798	507	290	29	22	7
サービスの職業	0.74	1,078	1,450	556	893	115	47	68
介護サービスの職業	0.65	437	677	239	438	53	19	34
保健医療サービス	1.07	112	105	16	89	26	5	21
生活衛生サービス	2.45	120	49	11	38	9	5	4
飲食物調理の職業	0.58	175	303	159	144	14	8	6
接客・給仕の職業	0.99	219	221	89	131	12	9	3
保安の職業	1.74	82	47	46	1	3	3	0
農林漁業の職業	0.34	60	179	143	36	5	4	1
生産工程の職業	0.78	532	682	539	142	63	50	13
金属材料製造等	1.46	143	98	97	1	12	10	2
製品製造・加工処理	0.84	221	262	166	96	29	20	9
機械組立の職業	0.20	24	121	103	18	6	5	1
機械整備・修理の職業	0.83	75	90	88	2	9	9	0
生産関連・生産類似	0.54	44	82	65	16	4	4	0
輸送・機械運転の職業	0.88	303	344	340	3	27	26	1
定置・建設機械運転	0.59	30	51	51	0	1	1	0
建設・採掘の職業	0.91	419	458	453	5	22	22	0
建設躯体工事の職業	2.86	60	21	21	0	3	3	0
建設の職業	1.31	93	71	70	1	2	2	0
電気工事の職業	1.04	86	83	82	1	7	7	0
土木の職業	0.64	180	282	279	3	10	10	0
運搬・清掃等の職業	0.08	178	2,192	1,607	584	38	31	7
運搬の職業	0.29	104	363	340	23	26	24	2
清掃の職業	0.29	54	184	118	66	8	4	4
その他の運搬等の職業	0.01	18	1,638	1,145	492	2	2	0
分類不能の職業	0.00	0	140	107	31	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

パートタイムの状況

項目 年度・月		新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
平成25年度		11,893	25,141	50,820	63,634	5,008	1.25
26		11,432	24,540	49,135	62,973	4,807	1.28
27		11,412	27,690	48,842	71,651	4,894	1.47
平成27年4月		1,428	2,322	4,582	5,867	555	1.28
5		914	1,894	4,405	5,551	454	1.26
6		931	2,292	4,296	5,631	410	1.31
7		855	2,255	4,040	5,700	361	1.41
8		879	1,959	4,037	5,743	323	1.42
9		937	2,448	4,030	5,981	331	1.48
10		913	2,407	4,088	6,073	354	1.49
11		745	1,961	3,857	5,843	330	1.51
12		716	2,183	3,615	5,756	329	1.59
平成28年1月		1,002	2,547	3,742	5,942	343	1.59
2		1,018	2,487	3,929	6,463	378	1.64
3		1,074	2,935	4,221	7,101	726	1.68
4		1,300	2,568	4,356	6,686	526	1.53
増減比 (%)	前月	21.0	▲ 12.5	3.2	▲ 5.8	▲ 27.5	▲ 0.15 (ポイント)
	前年比	▲ 9.0	10.6	▲ 4.9	14.0	▲ 5.2	0.25 (ポイント)
安定所別	高知	847	1,958	2,839	5,097	325	1.80
	須崎	109	152	356	379	36	1.06
	四万十	126	145	414	488	57	1.18
	安芸	72	121	229	267	57	1.17
	いの	146	192	518	455	51	0.88

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成23年度	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
26	13,668	190,308	40,449	39,164	3,045	10,848	9,121	3,418	108	76	1.8	152	
27	13,695	192,027	40,143	37,519	2,764	10,523	8,753	3,249	112	68	1.7	151	
平成27年4月	13,674	189,455	7,325	7,426	578	1,828	1,066	3,317	255	22	1.7	151	
5	13,687	191,881	5,184	2,665	253	1,045	1,011	3,374	218	40	1.7	148	
6	13,699	192,471	3,147	2,558	179	787	775	3,715	91	8	1.9	150	
7	13,721	191,948	2,840	3,339	200	901	822	3,761	87	167	1.9	152	
8	13,734	191,493	2,439	2,886	165	818	750	3,645	79	242	1.9	158	
9	13,637	191,947	3,117	2,661	216	756	702	3,485	103	102	1.8	151	
10	13,659	192,227	3,181	2,925	206	852	641	3,317	95	44	1.7	151	
11	13,680	192,912	2,891	2,195	156	641	626	3,111	72	30	1.6	152	
12	13,691	193,354	2,584	2,071	114	578	591	2,907	68	10	1.5	150	
平成28年1月	13,697	192,305	2,148	3,203	203	839	521	2,848	102	94	1.5	150	
2	13,726	192,356	2,618	2,570	206	683	659	2,772	84	60	1.4	149	
3	13,738	191,980	2,669	3,020	288	795	589	2,739	86	2	1.4	150	
4	13,750	191,007	6,711	7,667	584	1,823 (4)	1,024	2,953 (3)	237	24	1.5	146	
増減比 %	前 月	0.1	▲ 0.5	151.4	153.9	102.8	129.3	73.9	7.8	175.6	1100.0	0.1	▲ 2.0
	前年同月	0.6	0.8	▲ 8.4	3.2	1.0	▲ 0.3	▲ 3.9	▲ 11.0	▲ 7.1	9.1	▲ 0.2	▲ 3.3
安 定 所 別	高 知	8,722	138,579	4,925	5,300	306	1,073	634	1,797	145	2	1.3	105
	須 崎	1,468	15,440	478	715	64	214	81	292	32	8	1.9	0
	四 万 十	1,631	15,661	598	768	123	245	137	366	27	9	2.3	0
	安 芸	857	8,209	297	382	68	147	103	242	12	5	2.9	0
	い の	1,072	13,118	413	502	23	140	69	253	21	0	1.9	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

新規学校卒業予定者を募集される皆さんへ

求人のおしり

1. 新規学校卒業者を募集する場合には

○ 新規高等学校卒業者

① 求人申込みについて

新規高等学校卒業者を対象とした求人は、**求人事業所管轄の職業安定所へ「求人申込書(高卒)」及び「青少年雇用情報シート」により申込みしてください。** ※事業主の親族関係者以外の縁故募集や直接募集、委託募集は行ってはならないこととなっています。

② 求人申込書記載内容について

仕事の内容については、どのような機械、機器、道具を使って、どのような仕事をするか、具体的に記入してください。また、「超過勤務の実態」「固定残業代の詳細」「福利厚生制度の詳細や利用状況」「過去の新卒者等の採用状況及び定着状況」「入社後の処遇(研修内容、将来の待遇、転勤、営業ノルマの有無等)」等につきましても、可能な限り補足事項欄や特記事項欄等に記入してください。

③ 学校への訪問等について

職業安定所への求人申込み後、職業安定所の確認印を押印した求人票(高卒)を交付しますので、確認印が押印された求人票の写しを各高等学校へ送付又は持参してください。

④ 応募について

応募書類は全国統一応募書類のみとなります。採用選考開始日から9月30日までは、1人1社応募となります(採否結果通知が送付されるまでは次の応募ができません)。**採用選考につきましては、出来る限り早期選考・早期通知をお願いします。**※10月1日からは事業所の了解のもと複数応募(1人2社以内)が可能となります。

⑤ 選考方法の明示及び選考結果の通知について

面接を複数回行う場合(いわゆる2次面接など)は、必ず求人票にその旨を記載してください。選考方法を追加・変更される場合は、できるだけ早く学校に文書で通知するようお願いいたします。

採否は選考後速やかに決定し、出身学校長へ遅滞なく文書で通知してください。(採否結果を本人に直接送付することや、本人に直接伝えることはしないでください。) **標準的な選考期間:1週間～10日間程度**

不採用の場合は、今後の生徒指導、職業紹介に役立てますので、具体的、詳細な理由を出身学校へ必ずお知らせください(応募書類は出身校へ必ず返送してください)。

⑥ 入社(採用)日について

入社(採用)日は、**できるだけ3月20日以降4月1日まで**にお願いします。

* 定時制・通信制課程生徒に対する配慮について

定時制や通信制高等学校卒業者は、修学年限等の制度を除いては、全日制課程と何等異なるところがありません。種々の困難な条件を克服しながらも、旺盛な勤労意欲と積極的な勤勉意欲に燃えて頑張っているこれらの勤労学生に対しては、全日制と同様に応募の機会を与えていただくようお願いするとともに、採用後もこれらの生徒が希望をもって働けるよう、格別のご援助をお願いします。



厚生労働省 高知労働局・各ハローワーク

高知労働局H28.4

○ 新規大学等卒業者（短大・高専・専修含む）

①求人申込みについて

新規大学等卒業者を対象とした求人は、**求人事業所管轄の職業安定所へ「求人申込書(大卒)」及び「青少年雇用情報シート」により申込みしてください。**各学校へ直接求人申込みを行うこともできます。職業安定所に申し込まれた大卒等求人については、**全国の新卒応援ハローワーク及び職業安定所やハローワークインターネットサービスで公開することができます。**

また、**希望により職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより求人情報を提供することができます。**

②大学等卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱いについて

現在、大学生等の就職活動の早期化・長期化により正常な学校教育の実施が困難になっていることから、大学等卒業予定者の採用・就職活動にあたっては、大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について(申合せ)」、企業側は「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っておりますので、**採用選考活動の早期開始の自粛など、倫理憲章の遵守についてよろしくお願いします。**なお、採用選考期日等につきましては、下図をご確認願います。

2. 新規学校卒業者の採用選考期日等一覧

中学校・高等学校	中学校	高等学校	注意事項
求人受理の開始 ※公共職業安定所のみ求人受理	6月20日以降	6月20日以降	事業所管轄安定所に申込みしてください。
求人公開の開始	7月1日以降	7月1日以降	7月1日以降事業所から各学校・安定所に送付。学校訪問も原則として求人票公開以降となります。
学校からの推薦(応募)開始	1月1日以降	9月5日以降 (10月1日以降1人2社まで応募可能)	求人者独自の社用紙は使用できません。
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	学校からの推薦後速やかに選考し、学校あてに採否通知をお願いします(本人への通知は不可)。
入社日	4月1日以降	できるだけ 3月20日以降 4月1日まで	学校・本人への通知は文書にてお願いします。

※高卒者の推薦開始、採用選考開始は高等学校就職問題検討会議(3月開催:全国高等学校長協会・主要経済団体・厚労省・文科省)での取り決めにより行っています。

大学・短大・高専・専修学校	大学側申合せ・企業側倫理憲章	公共職業安定所での取扱い
広報活動の開始	3月1日以降	—
求人受理の開始	自主的判断	3月1日以降
求人の展示・公開の開始	自主的判断	6月1日以降
選考活動の開始	6月1日以降	—
学校推薦の開始	6月1日以降	—
正式内定の開始	10月1日以降	—

※大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について(申合せ)」、企業側は「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っています。

3. 公正な採用選考をめざして

公正な採用選考を行うためには、本人の能力・適性などと直接関係のないと考えられることについて書類の提出を求めたり、採用選考の過程において質問や記入を求めることのないようお願いいたします。

4. 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消しについて

事業主が新規学校卒業者に係る募集の中止及び募集人員の削減(大学・短大・高専・専修学校については、当初の募集人員より30人以上かつ、3割以上減じようとする場合に限る。)、採用内定取消し並びに入職時期繰下げを行おうとする場合には、あらかじめ職業安定所及び学校に対してその旨を通知する義務があります。また、平成21年1月に職業安定法施行規則が一部改正されたことにより、採用内定取消しを行った場合(・2年以上連続しての内定取消しを行った場合・同一年度内に10名以上の内定取消しを行った場合・事業活動の縮小を余儀なくされていると明らかに認められない内定取消しを行った場合など)には、企業名が公表されることがありますので、ご注意願います。

5. 「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)」について

少子化に伴い労働力人口が減少する中、若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことは、全員参加型社会の実現を図り、我が国全体の生産性の向上を図る上で、ますます重要な課題となっています。

若者雇用促進法は、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を規定した法律です。若者の雇用・育成に関わる関係者の皆さまにおかれては、この法律をご理解いただき、若者が時代を担うべき存在として活躍できる環境整備に向けて取り組むようお願いいたします。

6. 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」について(事業主等指針を抜粋)

1. 事業主などが青少年の募集や採用に当たって講じるべき措置

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、労働条件などの明示などに関する事項を遵守すること。
- 固定残業代(名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金)を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること。
- 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。
やむを得ない事情により採用内定の取消しを行う場合には、当該取消しの対象となった新規学校卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うこと。
- 事業主などは、青少年雇用情報の提供に当たって、次に掲げる事項に留意すること。
 - (一) ホームページなどでの公表、会社説明会での提供又は求人票への記載などにより、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。
 - (二) 学校卒業見込者などが具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。
 - (三) 情報提供の求めを行った学校卒業見込者などに対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
 - (四) 情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。
- 事業主は、既卒者についても、新規学校卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するとともに、当該条件の設定に当たって、既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるものとするなどの措置を講じるよう努めること。

2. 事業主が青少年の職場への定着促進のために講じるべき措置

●事業主は、青少年の職場への定着を図り、その能力を有効に発揮することができるようにする観点から、研修や職業訓練などを通じて、青少年の仕事に対する能力を高めるための措置を講じるように努めること。

3. 職業紹介事業者などが青少年の雇用機会の確保や職場への定着促進のために講じるべき措置

●職業紹介事業者などは、次に掲げる措置を講じるよう努めるとともに、事業主などが募集に当たって遵守すべき事項(固定残業代の明示など)が適切に履行されるよう、必要な措置を講じること。

7. 求人への不受理について

平成28年3月1日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等(※1)であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

- (1) 1年間に2回以上同一条項の(※2)違反について是正勧告を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

不受理期間 A
法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

- (3) 対象条項違反により送検され、公表された場合

不受理期間 B
送検された日から1年経過するまで
(是正後6カ月経過するまでは、
不受理期間を延長)

2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

不受理期間 A
法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校(小学校及び幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。

詳しくは、高知労働局又はお近くのハローワークにお問合わせください。

高知労働局 職業安定課	TEL(088)885-6051
ハローワーク高知(学卒コーナー)	TEL(088)878-5342
ハローワーク香美	TEL(0887)53-4171
ハローワーク須崎	TEL(0889)42-2566
ハローワーク四万十	TEL(0880)34-1155
ハローワーク安芸	TEL(0887)34-2111
ハローワークいの	TEL(088)893-1225

中小企業事業主のみなさん
ご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

最低賃金引上げ支援
業務改善助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。
ぜひ、ご検討ください。

支給手続き

支給の要件

- ①賃金引上げ計画
事業場内の時間給800円未満の労働者(雇入れ後6か月以上経過していること)の賃金を60円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。
※引き上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。
- ②業務改善計画
業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し実施すること。
※単なる経費削減のための経費、職場環境改善のための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

- 最も低い賃金額を60円以上引き上げた場合、上限額は100万円。

※平成27年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は、交付対象外となります。

お問い合わせ先

高知県最低賃金総合相談支援センター

開設日：月～金 毎月第2土 (祝日を除く)

開設時間：9：00～17：00

場所：〒780-8010
高知市棧橋通2丁目8番20号
モリタビル2F
高知県社会保険労務士会事務局内

フリーダイヤル：0120-321-116

メールアドレス：sr-soudan@triton.ocn.ne.jp

出張相談所

開設日：火曜日のみ (祝日を除く)

場所：〒787-0012
四万十市右山五月町8-3
四万十市社会福祉センター研修室



お問い合わせ・申請先

高知労働局 雇用環境・均等室

〒780-8548 高知市南金田1番39号 TEL：088-885-6028

外国人労働者問題啓発月間 6/1(水)～6/30(木)

外国人雇用はルールを守って適正に


～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

 **厚生労働省**

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや（高知県地域共同就職支援センター）
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 高知わかものハローワーク
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226